

日本代表選考規程

第1条（目的）

日本フライングディスク協会（以下、「当協会」という。）は、フライングディスクの国際大会において、メダル獲得や上位入賞を目指すため、技術・能力・資質などに優れた日本代表選手団（第2条に規定する「日本代表選手団」をいう。）を選考することを目的として、本規程を定める。

第2条（役割・定義）

本規程における日本代表選手団の役割・定義については別表1の通りとする。

第3条（権限）

日本代表選手団を決定する最終的な権限は、理事会が持つ。ただし、日本代表チームスタッフおよび日本代表選手の決定については、事業本部長に権限を委譲する。

第4条（選考基準）

日本代表選手団の選考基準は以下の【共通項目】および【個別項目】によって定める。

【共通項目】

以下の項目をすべて満たすこと。

- (1) 当協会会員であること。
- (2) 日本代表行動規範を遵守できること。
- (3) 日本代表として活動する意志を有していること。
- (4) 心身が健康であり、国際大会に参加できる見込みがあること。
- (5) スピリット・オブ・ザ・ゲーム（SOTG）に基づくフェアプレーを理解・実践し、参加国および参加地域や参加選手との友好と親善に寄与できること。
- (6) 協調性を有し、日本代表としての自らの役割を理解していること。
- (7) 第2条で定義した役割を担えること。
- (8) 日本代表選出後、特別な理由を除き、日本代表活動を原則欠席しないこと。
- (9) 未成年の場合は、保護者の同意があること。
- (10) 選考期間中に懲罰を受けていないこと。

【個別項目】

役割毎の個別項目は以下の通りとする。

（日本代表監督）

- (1) フライングディスクの競技実績があること。

- (2) 国際大会出場経験またはそれに値する実績があること。
- (3) 指導経験または指導者資格を保有していること。

(日本代表コーチ)

- (1) 競技力を向上させるために必要なコーチングスキルを有すること。
- (2) 国際大会出場経験またはそれに値する実績があること。

(日本代表トレーナー)

- (1) トレーナーとしての職務やスポーツチームへの帯同経歴、競技大会等の帯同実績があること。

(日本代表チームスタッフ)

- (1) 個別項目なし。

(日本代表選手)

- (1) 第2条に定める役割を果たすことができる競技技術を有すること。
- (2) 世界フライングディスク連盟が定める国際大会出場資格（年齢、性別、国籍、在留永住資格等）を満たしていること。

第5条（選考手順）

日本代表選手団の選考手順は以下の通りとする。なお、日本代表コーチ、日本代表トレーナー、日本代表チームスタッフおよび日本代表選手の選考に際して、各競技の日本代表強化委員会（以下、「強化委員会」という。）は日本代表監督の意見を参考にすることができる。

(日本代表監督)

- (1) 強化委員会が候補者を選考し、その結果を日本代表強化担当理事に提案する。
- (2) 日本代表強化担当理事は提案内容を確認し、承認する場合は事業本部長へ提案する。
- (3) 事業本部長は提案内容を確認し、承認する場合は理事会に提案する。
- (4) 理事会は提案内容を決議し、決定する。

(日本代表コーチ)

- (1) 強化委員会が候補者を選考し、その結果を日本代表強化担当理事に提案する。
- (2) 日本代表強化担当理事は提案内容を確認し、承認する場合は事業本部長へ提案する。
- (3) 事業本部長は提案内容を確認し、承認する場合は理事会に提案する。
- (4) 理事会は提案内容を決議し、決定する。

(日本代表トレーナー)

- (1) 強化委員会が候補者を選考し、その結果を日本代表強化担当理事に提案する。

- (2) 日本代表強化担当理事は提案内容を確認し、承認する場合は事業本部長へ提案する。
- (3) 事業本部長は提案内容を確認し、承認する場合は理事会に提案する。
- (4) 理事会は提案内容を決議し、決定する。

(日本代表チームスタッフ)

- (1) 強化委員会が候補者を選考し、その結果を日本代表強化担当理事に提案する。
- (2) 日本代表強化担当理事は提案内容を確認し、承認する場合は事業本部長へ提案する。
- (3) 事業本部長は提案内容を確認し、決定する。
- (4) 事業本部長は決定後、速やかに理事会に報告する。

(日本代表選手)

- (1) 強化委員会が候補者を選考し、その結果を日本代表強化担当理事に提案する。
- (2) 日本代表強化担当理事は提案内容を確認し、承認する場合は事業本部長へ提案する。
- (3) 事業本部長は提案内容を確認し、決定する。
- (4) 事業本部長は決定後、速やかに理事会に報告する。

第6条 (選考種別および募集方式)

日本代表選手団の選考種別は以下の通りとする。

- (1) 書類選考
 - (2) 実地選考 (選考会または強化合宿)
 - (3) 面接
 - (4) 大会等の視察
2. 日本代表選手の募集方式については、公募式または招集式もしくはその併用とし、その決定手順は以下の通りとする。
- (1) 強化委員会は採用する選考方式について、日本代表強化担当理事に提案する。
 - (2) 日本代表強化担当理事は提案内容を確認し、承認する場合は事業本部長へ提案する。
 - (3) 事業本部長は提案内容を確認し、決定する。
 - (4) 選考方式は決定後に公表する。

第7条 (日本代表資格)

以下の条件をすべて満たす場合、日本代表選手団としての資格を付与する。

- (1) 内定通知を受領していること。
 - (2) 誓約書または契約書への署名が完了していること。
2. 以下のいずれかに該当する場合、日本代表選手団としての資格を取り消すことがある。
- (1) 本人から辞退の申し出があった場合。
 - (2) 負傷や心身の不調等により第2条に定める役割を果たせない事態が発生した場合。
 - (3) その他、日本代表資格の取消が妥当であると認められる場合。
3. 以下のいずれかに該当する場合、懲罰審査会の判断をもって日本代表選手団としての資格を

剥奪する。

- (1) 日本代表行動規範やドーピング防止規程に違反した場合。
- (2) 日本代表選手団として相応しくない言動があった場合。
- (3) 誓約書または契約書に記載されている事項を遵守しなかった場合。
- (4) その他、日本代表資格の剥奪が妥当であると認められる場合。

第8条（所管部門）

本規程の所管は日本代表強化部とする。

2. 本規程に定めのない事項は、理事会にて決議する。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、所管部門担当理事が稟議手続を経て行うものとする。

附則

- 1 本規程は2023年11月1日より施行する。
- 2 本規程は2024年8月1日より改定する。
- 3 本規程は2025年1月1日より改定する。

別表 1

| 役割 | 定義 |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 日本代表監督 | チームにおける統括責任者。 選手を育成し、戦略を考えながらチーム全体の指揮や指導を行い、チームを勝利へと導くための意思決定に責任を持つ。 |
| 日本代表コーチ | 監督の指揮の下、日本代表監督を支援する。 監督不在時は監督代行を務める場合もある。 |
| 日本代表トレーナー | 監督の方針の下、競技や練習中の怪我の応急処置や防止、選手の能力を高めるための基礎トレーニング指導、試合に向けた心身のコンディショニング調整等を行う。 |
| 日本代表チームスタッフ | 日本代表チームスタッフは以下 3 つの役割を総称する。 |
| | <アシスタントトレーナー> 日本代表トレーナーの指揮の下、保有する資格や技能に応じてトレーナーと同等もしくは一部の対応を行う。 |
| | <マネージャー> 練習のサポート、連絡窓口、チーム運営のための雑務など、監督の期待に沿ってチームを総合的に支援する。 |
| | <アナリスト> 対戦チームの情報、自チームの情報、気候、試合会場の状態など、様々なデータを収集・分析して、結果を選手およびチームに還元し支援する。 |
| 日本代表選手 | プレーでメダル獲得や上位入賞に貢献する。 |